

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 文化財・生涯学習課 | 整理番号 | 1-4-7 |
|-----------------------------|---|-----------|------|-------|
| 許認可等の種類 | 美術刀剣類の製作の承認 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項 | | | |
| 許認可等の概要 | 美術品として価値のある刀剣類を製作しようとする場合の承認 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 「美術刀剣類製作承認規則」 (平成4年2月27日文部省令)</p> <p>都道府県の教育委員会は、製作しようとする刀剣類が美術品として価値のあるものであり、かつ、製作担当者が刀剣類の製作につき承認を受けたことのある者(承認を受けた刀剣類の製作を担当したことのある者を含む。)である場合には、申請に係る刀剣類の製作を承認するものとする。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 1週間 | | | |
| 期間の制定根拠 | 過去の実績による | | | |